

令和4年度第2回浦安市在宅医療・介護連携推進検討委員会（議事録）

1. 開催日時 令和4年11月4日（金） 午後7時～午後9時

2. 開催場所 浦安市役所4階 S2-4会議室

3. 出席者

（委員）

土井委員長、副島副委員長、山田委員、飯田委員、高橋委員、境野委員、工藤委員、
鎌田委員、内堀委員、佐藤委員、立島委員、八木沼委員、村瀬委員、高梨委員

（事務局）

並木福祉部次長

築地介護保険課長、八田中央地域包括支援センター長、森健康増進課長

高齢者包括支援課：課長斉藤、介護予防推進係長岡崎、今井、鈴木、香取

（傍聴者）6名

4. 議題

(1) 情報共有システムについて

(2) 意見交換

5. 議事の概要

情報共有システムについて、システム稼働のスケジュール、概要、システムの形態、
セキュリティ対策、共有される情報について事務局から説明した。続いて、情報共有シ
ステムの運用に向けて、6つの検討事項について意見交換を行った。

6. 会議経過

議事要旨は以下のとおり。

(1) 情報共有システムに関する事務局からの説明について委員からの質問

検討事項1) 情報共有の対象となる患者について

- ・施設でも看取りを行っているが、施設入居者は対象外か。施設入居者は対象でない場合、住宅型有料老人ホームや小規模多機能型居宅介護は施設と在宅療養者のどちらの扱いか。また、ショートステイなど在宅と施設を行き来している方は対象か。
- ・ショートステイを利用し、かかりつけ医と連携していた方が施設に入居する際にシステムが使えるのではないか。
- ・在宅で療養しており看取りの状態の方が対象なのか。状態が安定しており定期的に受診している方は対象なのか。
- ・看取りの状態の方に限定して使うのか、主治医の判断で対象者をあげるのか。
- ・(市回答) ショートステイ、小規模多機能型居宅介護などの在宅サービスを利用されている方は対象と考えている。

(2) 意見交換

①検討事項1) 情報共有の対象となる患者について

- ・患者情報のうち市で把握可能な基本情報はすでに入力されていることが前提だと思っていた。連携が必要な方に新たに基本情報を入力することになるため、業務負担を考慮した運用を考えてほしい。
- ・「在宅」には、「自宅」以外のこともあると考えられる。「居宅」という表現を使用するなど「在宅」の位置づけは明確にしたほうが患者の住まいにより迷うことがなくなると思う。
- ・(委員長まとめ) 「在宅」という言葉を定義していただきたいという意見。特に「看取り」の状態の方に関しては、「自宅」だけではないのではないかと。定義することにより利用しやすくなるようにした方がよいのではないかとという意見。

②検討事項2) 情報共有システムの利用者

- ・病院では「患者」、地域(在宅)では介護保険サービスを使っている人を「利用者」とい

う。また、システムを使う医療・介護関係者を「利用者」という。「患者」、「利用者」という言葉が混ざっている。

- ・システムを運用する際に、言葉として「患者」が使われると、医療が先行し、介護がついてこないように思う。再度検討してほしい。

- ・介護保険サービスではないが、看取り時に関与することが多い訪問マッサージはシステム利用できるか。医療・介護関係者以外の人を含めてもよいのではないか。

- ・(委員長まとめ)「利用者」という言葉も医療と介護の間で誤解が無いようにしていただきたいというご意見。

介護保険サービスの従事者ではないが、例えば、訪問マッサージのような方で利用者に関わる方の扱いについて検討が必要になるというご意見。

③検討事項3) 医療・介護関係者以外のシステム利用者の範囲について

- ・施設側、家族、兄弟の考えが違うことが多々あり、皆で情報を共有するとトラブルになる可能性があるため医療・介護関係者以外のシステムの利用については消極的な意向。

- ・訪問診療医の立場としても、患者や家族はシステム稼働当初は入れないほうがよい。

以前 ICT システムを使用していた際は、本人や家族を含めて運用していたが、本人には伝えないほうがよいと思われる情報の取り扱いが難しかったこと、家族が本人に内緒で相談したいということが何度かあった。

- ・家族には知らせないほうがよいこともあるため、基本的には家族は入らないほうがよい。

- ・医療職と介護職だけでも略語など共通言語が違う。家族を含むと更に誤解が生じることもありうる。状況を抽象的にすると情報の信頼性が低くなる。

- ・本人が高齢者のため、ネットワーク環境が用意できない、パソコンの設定が出来ないなど様々なことが予測される。

- ・主たる介護者が変わることがあるため家族を含めると混乱することも予測される。

・介護者がヤングケアラーのケースもあり、医療情報はデリケートな部分があるため、システム稼働当初は、医療、介護の支援者にし、主要な話は主治医が家族に伝えるのがよいと思う。

・家族に関する記録を本来の主旨と違うように受け止められ、関係が崩れることが懸念されるためシステム稼働当初は、医療や介護に携わる支援者だけでよいと思う。

・家族は含めると思っていた。患者は自分の情報を知りたいが、事業所にとっては知られたくないこともある。本人、家族にはシステムに記載する内容を伝えた上で閲覧するのはどうか。家族、本人が情報を知ることによって気持ちの整理ができていくというメリットもあるため患者、家族の利用は必ずしも不可としない方がよい。

・以前同様のシステムを使っていた時も、どの範囲まで含めるか、誰と共有するかなど様々な課題が出た。訪問看護師と家族の受けとめ方が異なることがある。共有する内容を選択できるとよい。

・(委員長) 本人と家族は一部を閲覧できるようにする、あるいは徐々に範囲を増やしていくということが必要になってくると思う。患者や家族が閲覧できるようにする場合は慎重に検討いただきたい。患者、家族が部屋に入った方がよいという状況が今後出てくる可能性があるかもしれない。使っていく上でそのようなケースが出てくると思われるため話し合いをし、システム利用者の範囲を広げることもありうると思われる。今回入るシステムは、患者や家族が閲覧できる情報が設定できるとのこと。初めは慣れないことから不安な方も多いと思う。引き続き議論をしていただければ利用が進むのではないかと思う。

・(委員長まとめ) 多数意見として、最初から患者に閲覧できるようにすることは厳しいのではないかと、例えば内々で情報管理をしたい、患者を加えることで更に登録など業務負担に繋がるのではないかと、この部分の兼ね合いも考えなければならない。家族に情報を渡す時に情報がどんどん増えてしまい、情報そのものの信頼性が落ちてしまう可能性もあるのではないかと、いろいろ懸念があるという意見。

一方で、患者の家族と情報共有ができることは、ひとつの魅力になるため、ゆくゆくはそのような形の利用に広げていくことも議論してもよいのではないかというお話もいただいた。

④検討事項 4) 使用環境について

- ・ネットワーク端末は、原則、個人の端末は不可のようだが、本システム用に1台端末を購入する必要があるのか。すでに持っているスマートフォンで可などもう少し敷居が低いものだと思っていた。診療に使っている端末にシステムを入れてもよいのか、システム専用で1台用意すべきか。

- ・(市回答) 現段階では、個人の端末にシステムを入れると、診療の場面以外のところでも情報を閲覧することができてしまうため、浦安市情報公開・個人情報保護審査会の意見を踏まえ、個人所有の端末は不可と考えている。個人の端末しか所有していない場合は教えてほしい。システム専用ではなく、医療機関、施設で使用している端末にシステムを入れてよい。

- ・ネットワーク端末はひとつの機関で何台でも可能か。在宅の現場にネットワーク端末を持参してその場で入力することになると思うが、事業所で、スタッフ全員分のスマートフォンを準備するのは負担である。

- ・システムを入れると、端末の電池の消耗が懸念される。電池代などの補助はあるのか。事業所に負担が掛かってくると思われる。

- ・(委員長) 端末の用意は、小規模事業所には負担になることもある。市ですぐに予算化は難しいと思われるが、例えば千葉県など行政単位で共有システムに対して、補助金を出すというような事例も過去にあったと思う。そのようなことも積極的に導入できるか検討していければよい。

- ・パソコン、タブレット、スマートフォンはシリアル番号があり、シリアル番号を申請時に登録すれば、トラブルが発生した時、端末の確認ができる。登録時の手間にはなるが、堅実なセキュリティを考えるとこの方式を取り入れてもよいのではないか。

- ・(委員長) 技術的には事業所ごとの台数制限はないが、セキュリティ上のリスクになる。運用のルール、マニュアルでカバーできると思われる。

- ・(委員長まとめ) 最も大きな懸念は、医療機関や事業所で購入した端末であればよいのか、新規に購入する必要があるのかというご意見。基本的には既存の端末で構わないということだが、医療機関や事業所で管理されている端末であることという意見。

利用できる端末を固定する方式はどうかという意見もいただいたが、システムそのものの機能もあると思われるので、市と業者との間で方策を考えていただくこともあると思う。

⑤検討事項5) セキュリティについて

- ・(委員長まとめ) 特に意見はなかったように思うが、利用宣誓書の提出があり、検討事項4の使用環境との絡みもあるが、どのようなことを確認しなければならないのか、チェックリストのようなものがあつた方がよいのではないかと思う。

⑥検討事項6) システム利用までの流れ

- ・患者登録及び部屋の開設について、患者の部屋を開設する際に時間がかかりシステム利用前に患者が亡くなることがあつた。どの位で開設ができるのか。

- ・(市回答) 部屋を開設し、システムで情報交換するためには、ID とパスワードを取得し、電子証明書をインストールするが、ここまでに時間を要する。システムを使う意向があれば、電子証明書までインストールしておくとは技術的には一両日中に開設できる。

- ・部屋を開設したい場合、市に部屋の開設の申請をするということだが、市だけでなく、システム利用者が個々に部屋を開設することはできないか。

- ・システム利用者が部屋を開設する場合、患者の基本情報の入力をするためシステム利用者の業務負担が生じることが懸念される。

- ・すぐに連携したい患者が多数おり、部屋を開設する権限が市だけではなく、市以外のシス

テム利用者も部屋を開設できるよう想定しておいた方がよい。

- ・土曜日に病院から在宅医に患者の訪問診療を依頼することがあり、部屋を開設するまでの時間は、早急で、簡潔にするところが大きな課題になると考える。

- ・災害の時に ICT システムは非常に役に立つと考えており、簡便に早急にできるところが利点になる。部屋を開設する過程をどう簡便化していくかが課題である。

- ・急遽、患者の部屋を開設したい場合、電話連絡だけでよいのか、また、必要書類をすべて整える必要があるのかなど、手続きの方法や流れはどのようになるか。

- ・(委員長) BCP (災害など危機的状況下) に関わる場所でも利用の期待が持てるのではないか。システムを多くの方に使っていただくためには最初が肝心であり、一度期待を裏切ってしまうと利用されなくなってしまうため、皆で協力して運用ルールを作り、最初は不便を感じることもあるかもしれないが、利用していきながらコンセンサス (合意) が取れるように開始していただければよいのではないか。

- ・(市回答) システム稼働当初は、部屋を開設するのは市のみと考えているが、運用状況を考慮し、部屋を開設できる権限を広げていくことも考えていく。

- ・セキュリティの問題もあると思うが、部屋を開設するために許可が必要であるなどシステム利用の敷居がかなり高く感じた。

- ・(委員長) 稼働当初は市で部屋を開設することになると思われる。即時使いたいという要望もあるため、どのタイミングで権限を広げていくか市で検討していただきたい。

- ・部屋にシステム利用者を招待する場合は、市が招待するのか、誰でも招待することができるのか。

- ・(市回答) 部屋へのシステム利用者の招待は、市と支援チームの中心となる職種等があると考えている。

- ・支援チームの中心となる者は、患者ごとにどのように選ぶのか。市が決めるのか。システム利用者誰でもよいということではなく、決めておいた方がよいと思うが、職種で権限を与

えると職種による業務の偏りが懸念されシステムが利用しにくくなってしまうと思う。

- ・(市)では、システムのことだけでなく、偏りを無くすために医療と介護の連携推進の取り組みをしている。誰が部屋を開設する権限を持つのがよいのか、全員が持つのがよいのか。それを検討すると同時に偏りをなくしていきたいと考える。

- ・情報を見る人よりも入力する人の方が圧倒的に大変だと思う。

以前システムを利用していた時は、主治医がシステム利用者を部屋に招待していた。

- ・市が全ての部屋を開設したり、システム利用者を招待するのはすごく大変になると思う。

- ・部屋の責任者は訪問診療医、施設管理者なのか、部屋を開設する時に選べるとよい。

- ・(委員長)部屋に招待できる人を1名決めておかないと收拾がつかなくなるため考慮して運用ルールを作っていく必要がある。

- ・部屋を開設する際は、家族の同意が必要か。

- ・(市回答)オンラインを使って情報を共有するため家族の同意はいただきたい。

- ・家族がシステムに入れない場合、家族が同意しないのではないか。

- ・(委員長まとめ)皆様の意見は一致していたように思うが、部屋の開設、部屋にシステム利用者を招待する時は、早急に行われないうまく運用に乗せることが難しいのではないかという意見。稼働開始当初は市で始めることになるが、モデルケースなどでいろいろ検討し、運用マニュアルを作成するというので、部屋開設の権限、システム利用者招待の権限をいかに拡大していくかは、運用開始から大きなテーマになるため継続的に審議していただければと思う。

⑦ その他

- ・システム稼働に対しとても期待しているが、他市でシステムを利用している医療機関から手間が掛かり登録はしたものの利用していないと聞いた。5年後・10年後を見据えた中でどのようにすれば浦安市で上手く運用できるのか考えていた。

- ・システムのイメージがしづらく、システムを導入する前に、各職種から意見を聞いて使い始めると考えていた。事務局からは来週多職種を対象にシステムの概要説明があると聞いているが、その際はもう少しわかりやすい説明ができるといい。
- ・(市回答) 来週のシステム概要説明会では、具体的は説明ができるよう準備してく。

令和4年度 第2回 浦安市在宅医療・介護連携推進検討委員会

令和4年11月4日(金)

19時00分から21時00分

浦安市役所会議室4階S2-4

1. 高齢者包括支援課長挨拶

2. 新任委員の紹介

3. 委員長選出

4. 議題

情報共有システムについて

5. 意見交換

情報共有システム運用について

6. 連絡事項

令和4年度
第2回 浦安市在宅医療・介護連携推進検討委員会

令和4年11月4日(金)
19:00～21:00
浦安市役所4階会議室

1

【本日の議題】

情報共有システムについて説明事項

- 1 情報共有システム稼働のスケジュール
- 2 情報共有システムの整備にあたって
- 3 情報共有システムの概要
- 4 情報共有システムの形態
- 5 セキュリティ対策について
- 6 共有される情報について
- 7 その他

2

【本日の議題】

意見交換

○情報共有システム運用について

検討事項

- 1 情報共有の対象となる患者
- 2 情報共有システムの利用者
- 3 医療・介護関係者以外のシステム利用者の範囲について
- 4 使用環境
- 5 セキュリティについて
- 6 システム利用までの流れ

3

1. システム稼働のスケジュール

	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
# 委員会開催予定	第1回委員会 システム仕様書						第2回委員会 運用マニュアル			第3回 稼働後の フィード バック		
1 システムの決定		個人情報審査会への諮問・契約事務								システム 利用 開始		
2 運用マニュアル作成							第2回委員会意見反					
3 システム先行運用												
4 システム本稼働											➡	
5 関係者への説明会							概要説明 (研修会 利用)			利用説明会		

4

2. 情報共有システムの整備にあたって

浦安市では、今後、急速に高齢化が進展していきますが、市民に安心して過ごしていただくためには、在宅医療と介護が互いに連携して「患者や家族に寄り添った医療と介護」を提供していくことが求められます。

そのため、医療と介護の多職種が連携することをサポートできるよう、ICTを活用した情報共有システムを整備しました。

多くの多職種がこのシステムを活用し、患者情報などを共有することで、患者を中心とした医療・介護関係者の連携がより強化され、患者やその家族の生活を支えるための一助となることを期待するものです。

5

3. 情報共有システムの概要

医療や介護を必要とされている方が、安心して生活することができるよう、在宅医療・介護にかかわる多職種が連携して支援を行うための情報ネットワークシステムで、医療や介護の関係者に使っていただくシステムです。

システムを利用することによって、支援のために必要な情報が速やかに共有され、機関やサービス種別を超えた多職種連携を容易にし、一貫した支援ができます。

また、病院と診療所が情報を共有することにより、切れ目のない医療の継続を図ります。

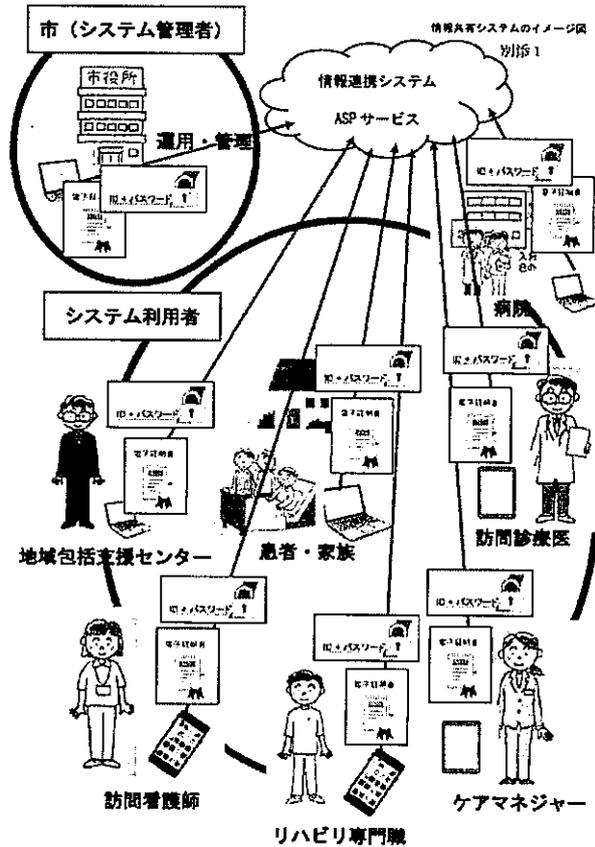
6

4. 情報共有システムの形態

【システムの形態】

インターネット経由でソフトウェアやソフトウェア稼働環境を提供するサービスです。

利用者はサーバーにアクセスして、サーバー内に格納されたソフトウェアの機能を利用します。



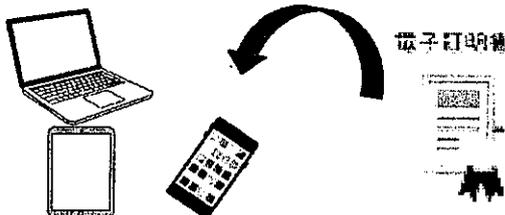
5. セキュリティ対策について

二要素認証

情報共有システムへの
ログインID・パスワード

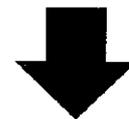


電子証明書のインストールがされている端末



部屋へのアクセス制限

患者さんの部屋に
招待されたシステム利用者のみ



FAXなどで個人情報を削除
する手間が省けます

FAXや電話は1対1のやりとり
情報共有システムで多職種の
チーム全員へ一斉伝達 8

6. 共有される情報について

病状や生活状況の変化や経過など、療養生活に必要な情報です。
そのほか必要に応じて、医療情報、身体・生活機能等の情報、介護サービス利用状況等の情報も共有します。

定型化された情報

基本情報、身体機能、医療の情報、服薬の状況、バイタルサインなど

定型化されていない情報

文字情報、写真情報など

9

7. その他①

1) システム使用料

情報共有システムの使用料は、浦安市が負担します。

利用者(医療・介護関係者)の負担は、情報共有システムを使用するためのインターネットへの接続料およびインターネット接続環境を維持するための費用はシステム利用者の負担になります。また、パソコン等の端末はシステム利用者でご準備ください。

2) 情報の所有権

市が調達したシステムのため、システム内の情報の所有権は市の帰属となります。

10

7. その他②

3) 利用規約(運用マニュアル)の内容

1. システムの利用には利用規約への同意が必要であることの説明
2. システムのわかりやすい説明
3. 利用規約で使用する用語の定義
4. システムの利用に関するルール
5. システムの利用料
6. システム内の情報についての権利の帰属
7. システムにおける禁止事項(情報漏えいなど安全対策の義務以外の禁止事項)
8. システムの中止、変更、終了に関する事項
9. 書き込み方法、ポイントやエチケットについて
10. その他、必要と思われる事項
(個人の誹謗中傷、多職種連携を阻害する事項など)

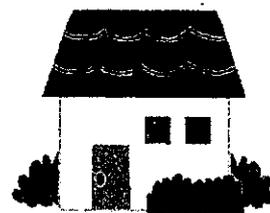
11

【意見交換】 情報共有システム運用について①

検討事項1) 情報共有の対象となる患者

浦安市(案):①浦安市内で、現在、在宅にて療養生活を継続している方

②浦安市内で、今後、在宅での療養生活を予定している方



参考)市川市:①現在、在宅にて療養生活を継続している方

②今後、在宅での療養生活を予定している方

船橋市:原則として船橋市内で在宅療養生活をする患者

市原市:居宅で療養している人で、かかりつけ医がシステムを使い

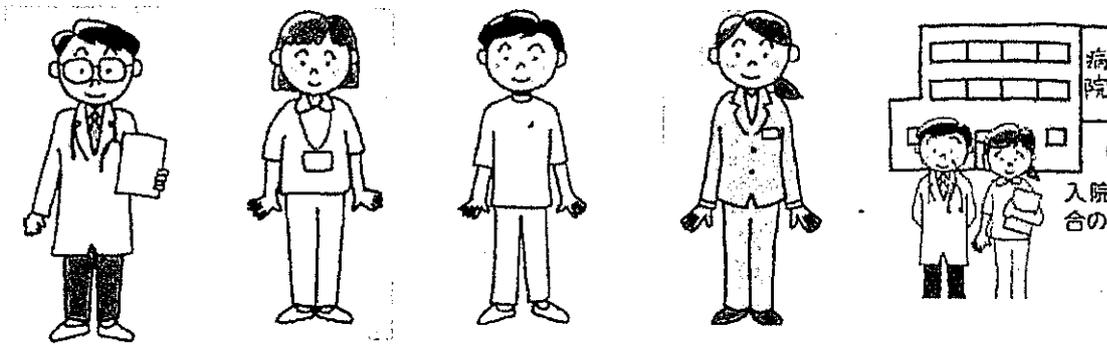
多職種で連携することが必要と認めた人

12

【意見交換】 情報共有システム運用について②

検討事項2) 情報共有システムの利用者

浦安市(案):システムで情報共有を行う患者に関わる医療・介護関係者



参考)市川市:主治医、ケアマネジャー、訪問看護師等の在宅医療・介護連携に関わる方

船橋市:同一の患者に在宅医療・介護サービスを提供する医療・介護関係者の
連携グループ(在宅医を含むことを原則とする)

市原市:保険医療機関・訪問看護事業所・介護保険事業所に所属している者、
その他、市原市が利用の必要があると認めた者

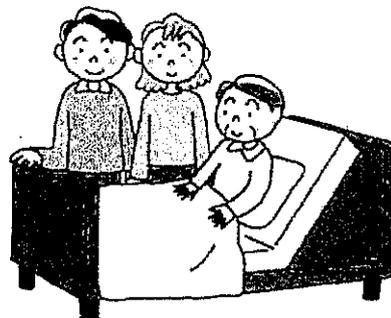
13

【意見交換】 情報共有システム運用について③ (個人情報審査会資料2.5)

検討事項3) 医療・介護関係者以外のシステム利用者の範囲について

患者本人、患者の家族等、医療・介護の関係者以外のシステムの利用の範囲
また、利用できる情報の範囲

浦安市(案): →ご意見をいただきたい



参考)市川市:患者や家族は原則システムに入れていない

船橋市:患者や家族の利用を不可としていないが積極的に患者や家族の利用はすすめていない

流山市:患者や家族は入れていない

市原市:患者や家族は入れていない

14

【意見交換】 情報共有システム運用について③
 (個人情報審査会資料2.5)

システム利用者に患者・家族が入ることについて

	入れる メリット	入れる デメリット	入れない メリット	入れない デメリット
患者	自身の情報を知ることができる	私的端末を使用することでのセキュリティ上の心配がある	支援者は本人に伝えていい内容かどうかその都度確認しなくてよい	自身の共有されている情報を知ることができない
家族	遠方に住んでも患者の情報を知ることができる	患者と家族の療養に関する考え方、方針が違うときにトラブルになりかねない	支援者は家族に伝えていい内容かどうかその都度確認しなくてよい	患者の共有されている情報を知ることができない

15

【意見交換】 情報共有システム運用について④

検討事項4) 使用環境

【ネットワーク端末】: パソコン、タブレット端末、スマートフォン

【OS(オペレーティングシステム)】: Microsoft、Windows、Android iOS 等

【ウェブブラウザ】 : Microsoft Edge、Safari、Chrome 等

- ・電子証明書のインストールがされている端末
- ・ネットワーク端末は原則、個人の端末は不可とする

16

【意見交換】 情報共有システム運用について⑤ (個人情報審査会資料3.4)

検討事項5) セキュリティについて

- ・IDアカウントは使用者ごとに設定
- ・個人情報の適切な取り扱いについて周知・監督する「システム管理担当者」を医療機関及びサービス事業者ごとに選任する
- ・IDアカウントの配布にあたり、使用に関する「利用申請書兼宣誓書」を提出

(例) **利用申請書兼宣誓書**

入力後 koureihoukatu@city.urayasu.lg.jp 宛に送付してください

申請日 令和 年 月 日

事業所情報			
法人名 (受入名)			代表者名
事業所名称			
利用者氏名			職位
郵便番号	所在地		
メールアドレス			電話番号

上記内容に相違なく、下記の誓約事項に同意し申請・利用します。

<システム利用に関する誓約事項>

①事故等により障害が発生し問題が生じた場合は、速やかに浦安市長に報告するとともに
復旧対応方法を領します。

②本システムの利用に際して使用するID及びパスワードは、事業所内のシステム利用者の
利用状況を適正に把握し、部外者に利用されることのないよう適切に管理します。

③使用する接続機器及びネットワークは、浦安市長が指定するセキュリティ要件を満たす環境の
下で利用します。

④法人内及び事業所内でシステム利用の許可を得た上で利用します。

⑤厚生労働省が定める「医療・介護関係事業者における個人情報保護の適切な取扱いのためのガイド

17

【意見交換】 情報共有システム運用について⑥

検討事項6) システム利用までの流れ

1) ID及びパスワードの取得

- ①「利用申請書兼宣誓書」をメールで市役所に送付
- ②使用者ごとのID及びパスワードを医療機関・事業者あてに通知
- ③電子証明書をインストール

2) 部屋の開設方法

●部屋とは

患者ごとに「部屋」を作成し、部屋に関係者を招待することで情報共有が可能となります。

●部屋の開設に必要なこと

患者、または家族の同意⇒患者・家族へのわかりやすい説明書が必要(個人情報審査会資料5)

●部屋の開設の流れ

①担当者会議等でシステム利用を検討

本人、または家族にシステム利用の説明をし、「システム利用の同意書」により同意を得る

②浦安市高齢者包括支援課に開設の依頼

- ・患者の「システム利用同意書」と「連携グループ登録書」を浦安市に提出
- ・浦安市が、患者の部屋を作成し、グループの登録

18

意見交換

○情報共有システム運用について

検討事項

- 1 情報共有の対象となる患者
- 2 情報共有システムの利用者
- 3 医療・介護関係者以外のシステム利用者の範囲について
- 4 使用環境
- 5 セキュリティについて
- 6 システム利用までの流れ

浦安市情報公開・個人情報保護審査会からの意見（概要）

在宅医療・介護連携における情報共有システム（以下「本システム」という。）内で取り扱う在宅療養患者の個人情報は、オンライン結合により多職種に提供されることになることから、浦安市個人情報保護条例（以下「条例」という。）第7条第2項の規定に基づき当該システムの運用の実施に当たり、在宅療養患者の個人情報をオンライン結合にて提供することについて、浦安市情報公開・個人情報保護審査会に諮問いたしました。

当該審査会からは、下記5つの点について十分に留意し、情報セキュリティにおける機密性を確保するため実効性のある措置を万全に講じるよう努めることが要望されました。

1. 本システム事業者に対する管理について

条例第8条により、委託を受けたものが講ずべき個人情報の保護のために必要な措置については、当該委託に係る契約において明確にすること。また、条例第8条の2に規定される受託者等の責務が実効性をもって履行されるよう、定期的な点検を実施するなど、実施機関による管理を徹底すること。

2. 本システム利用者（医療・介護の関係者以外）の範囲

在宅療養患者本人、在宅療養患者の家族等、医療・介護の関係者以外の本システム利用については、これを可とする範囲について慎重に検討すること。本システムの利用を認める場合は、利用者の類型ごとに、その利用することができる情報の範囲についても検討すること。

3. 本システム利用者に対する管理について

オンライン結合を行うことにより、個人情報の漏えい等の危険が

生じないようにするために、本システムへのログインID、パスワード、PKI認証（電子証明書認証）による管理に加え、利用端末のパスワード設定、ウイルス対策など、本システム利用者に求められる運用上のリスク管理が実効性をもってなされる基準を設けること。また、本システム利用者が遵守すべき誓約事項について、利用申請時の他、定期的に周知・確認し、遵守の徹底を図ること。

4. 本システムからダウンロードした情報の取扱いについて

本システムから個人情報をダウンロードして利用することについては、その必要性を含め、取り扱いを慎重に検討すること。ダウンロードを必要とする場合は、利用者に対し、情報漏えいに対する安全対策を講じることを義務付けること。なお、本システムから個人情報を印刷するなどして、紙媒体で取り扱う場合についても、同様の安全対策を講じること。

5. 在宅療養患者の同意形成について

本システム利用に係る在宅療養患者の同意を求める際には、意思決定の前提となる説明について、個人の権利利益が侵害されることのないよう、明確に説明することのできる方法を検討すること。